

未来を彩る花の森づくり事業補助金公募実施要領

第1 趣旨

この要領は、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）、未来を彩る花の森づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、未来を彩る花の森づくり事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 補助対象経費等

補助対象経費は別表第1に掲げるとおりとする。また、補助金の額は、次の各号により算出された額のうち最も少ない額とし、予算の範囲内で決定する。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額
- (2) 補助限度額
- (3) 総事業費から当該事業に係る寄附金、助成金その他の収入の額を減じて得た額

第3 事業の募集

(1) 応募資格

市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、次の要件のすべてに該当する団体等

ア 運営が適正に行われており、経理や運営内容を報告できる団体

イ 構成員が5人以上であること。

ウ 当該補助事業完了後も管理責任者を明確にし、責任をもって継続的に樹木（原則として和歌山県郷土樹種使用指針に規定する郷土樹種のうち、花の咲く木、紅葉する木等をいう。以下同じ。）の育成・管理及び周辺環境の清掃等を行えること。

エ 実施事業の公表に異議がないこと。

オ 政治団体又は宗教団体でないこと。

カ 暴力団及びその関係者でないこと。

(2) 応募方法等

募集する事業の応募方法等は、次のとおりとする。

ア 応募事業

要綱第2条に定める事業で、当該年度内に終了する事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する事業は除くものとする。

(ア) 国または県の補助・助成等を受けている、又は受ける見込みのあるもの

(イ) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの

(ウ) 事業実施予定地が県外におよぶもの

(エ) 交付申請前に着手予定のもの

(オ) その他「未来を彩る花の森づくり事業」としてふさわしくないと認められるもの

イ 提出書類

補助金の交付を受けたい者は当該事業年度ごとに別途定める期限までに、応募申請書（別紙1）に以下の書類を添えて提出するものとする。

(ア) 事業計画書（第1号様式）

(イ) 収支予算書（第2号様式）

(ウ) 団体等概要書（第3号様式）

(エ) 役員名簿（第4号様式）

(オ) 植栽に係る計画書（植樹事業に応募する場合）（第5号様式）

(カ) 環境整備に係る計画書（環境整備事業に応募する場合）（第6号様式）

(キ) 交流推進に係る計画書（交流推進事業に応募する場合）（第7号様式）

(ク) 事業実施予定地及びその付近の状況を示す写真

(ケ) 事業実施予定地の使用権原を有し、又は有する見込みであることを示す書類（参考様式1）

(コ) 収支予算書に記載された支出の金額の根拠となる見積書等

(サ) 事業実施予定地を管轄する市町村長の意見書

(シ) その他必要と認める参考資料

ウ 提出場所及び方法

メール、郵送又は持参により、事業実施予定地を所管する振興局に提出するものとする。

エ 提出部数

2部（正本1部、副本1部）を提出するものとする。

オ 調査への協力

応募内容についての確認を行うための県が実施する調査については、これに協力しなければならない。

第4 事業選定

(1) 選定方法

採択事業の厳選かつ公平な選定を行うため、有識者等で構成する「未来を彩る花の森づくり事業評価委員会」において、次に掲げる事項を評価した結果を参考に、知事が選定するものとする。

- ア 整合性（補助金の目的及び事業の趣旨に合致しているか等）
- イ 公益性（事業の内容、場所等が県民の利益に資するものか等）
- ウ 実現性（将来的に人々が訪れるような景観資産になり得るか等）
- エ 繼続性（植栽本数や樹種の増加により、規模拡大や観賞価値の向上が期待できるか等）
- オ 経費の妥当性及び効果（経費は事業の趣旨を踏まえたものとなっているか、費用に見合った効果が見込まれるか等）

(2) 疑義照会

評価に当たり、応募申請書の受領後、申請者に対し内容に係る疑義について回答を求めることがある。また、必要と認めた場合には、事業実施予定地への現地確認への同行や評価委員会の場における評価委員への説明を求めることがある。

(3) 結果の通知

知事は、事業の選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(4) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、欠格となることがあるものとする。

- ア 事業計画書等に虚偽の記載がある場合
- イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ウ その他この要領に違反した場合

第5 公開

採択された団体の名称及び事業計画の概要等について、県のホームページで公開するものとする。

第6 補助金の交付申請

提案事業が採択された団体等は、規則等に基づき、速やかに補助金の交付申請をしなければならない。

第7 補助の条件

- (1) 補助金の交付決定後に、補助対象事業として不適格と認められた場合や、申請書等に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずる場合があるものとする。
- (2) 要綱第7条第1項第5号に規定する書類の提出の時期は、毎年4月1日から5月31日までの間とする。
- (3) 県は、実績報告書に添付された写真、図表等を本事業の広報用に使用することができるものとする。
- (4) 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間にあっては、交付申請時に届け出た管理責任者について変更があった場合には振興局に届け出るものとする。
- (5) 当該補助事業により植栽した樹木や整備した施設等については、事業完了後も管理責任者を明確にしたうえで、適正に育成・管理を行うこととし、問題が生じた場合は事業実施者において解決に努めることとする。
- (6) 評価委員会において、事業の効果的な実施のための意見があった場合は、これを補助の条件とする場合がある。

第8 適用

この要領は、令和5年度の補助金から適用する。

別表第1 補助対象経費等

費 目	摘 要	備 考
報償費	外部講師及び森林作業技術者等への謝礼金等	・1時間当たり6,000円/人、1日当たり24,000円/人を上限とする。
旅費	外部講師及び森林作業技術者等への旅費	・実費相当分とする。
需用費		
消耗品	事業実施に直接必要な物品の購入費	
印刷製本	資料印刷代等	
用具器具	鋸、鉈、鎌、鍬、金槌等	・植樹や土地の整備等に必要なものに限り、20万円を上限とする。
役務費	資材の郵送等に係る通信運搬費、ボランティア活動の傷害保険料等	
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の借り上げ料等	
資材費	苗木代、支柱代、肥料代、防護ネット代等	
委託料	木製看板作成等	
工事請負費	整地及び歩道の整備等	
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費（別途協議）	